一 右とりをかるへき刀わきさしついえにさせ
らるへき儀にあらす候間、今度大仏御
こんりうの釘かすかひに被仰付候、然者
今生の儀ハ不及申、来世まても百姓
おたすかる儀に候事

一 百姓ハ農具さへもち、耕作を専に仕
候へハ、子々孫々まて長久に候、百姓御あはれミ
をもつて如此被仰出候、誠国土安全
万民快楽のもとゐ也、異国にてハ
唐堯のそのかミ、天下をおさめ給ひ
宝剣利刀を農具にもちゐると也
ともかくもこのむねを存知、百姓ハ
農桑を精に入へき事

右道具急度取集可致進上、不可有油断候也

天正十六年七月 日 （朱印）

豊臣秀吉掟書（刀狩令） 天正16年7月 日 （諸家単一文書） 文庫12-87 -02
早稲田大学図書館蔵／Waseda University Library